

議案第 24 号

職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の改正概要

1 改正理由

次世代育成支援を目的として、不妊治療と仕事の両立を支援するため、国に準じて有給の出生サポート休暇を導入します。

2 改正概要

(1) 対象職員

全職員を対象とします。但し、会計年度任用職員は勤務日数が週 3 日以上又は年 121 日以上で、6 月以上の任期が定められている職員又は 6 月以上継続勤務している職員に限ります。

(2) 対象となる治療（不妊治療）

本休暇における不妊治療とは、不妊の原因調査のための検査、不妊の原因となる疾病の治療、タイミング法、人工授精、体外受精及び顕微授精等とします。

また、カウンセリングを受けるため医療機関に通院する場合や、医療機関が実施する不妊治療に係る説明会への出席についても休暇の対象とします。

(3) 付与日数

職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合に、1 年につき 10 日を上限（説明会への出席で取得する場合は 5 日を上限）として休暇を付与します。

(4) 付与要件

- ① 配偶者の付添い・送迎での休暇取得は認められませんが、医師から治療方針等の説明を聞く場合等は本休暇の対象とします。
- ② 不妊治療による精神的な不安等のため勤務できない場合は本休暇の対象とはなりません。
- ③ 自宅での採精、自己注射等については、医療機関を受診する場合と異なり時間の調整が可能であるため本休暇の対象とはなりません。
- ④ 受診後に体調不良になった場合は、受診と体調不良との関係が明らかなき場合は本休暇の対象となり得ます。
- ⑤ 第二子以降の子どもを希望する場合で、配偶者が不妊治療を受けている際に、職員が第

一子等の世話をする場合については、本休暇の対象とはなりません。

⑥ 不育症は本休暇の対象とはなりません。

(5) 休暇の承認手続き

休暇を取得する職員は予め休暇欠勤簿により申請を行い、受診後に所属長に通院等を証明する書類（領収書・治療の内容がわかる書類・説明会の資料等）を提示し確認を受けることとします。プライバシー保護の観点から診断書の提出は求めません（任意で提出された場合は証明書類として利用できることとします）。

3 施行期日

公布の日から施行します。